

【Ⅱ 訪問型サービス・通所型サービス 共通】

新

問1 各サービスにおいて、1月のサービス提供の上限回数が定められているが、上限回数を超えたサービス提供はできないということか。

問2 個別サービス計画とはどのようなものか。
記録類は、何が必要か。

問3 サービス選択の基準が不明であるが、どのように選択していくのか。

問4 サービス単価が見直される期間は変わってくるのか。

問5 訪問型（通所型）サービスAには「提供拒否の禁止」の規定が無いが、例えば75歳以下のみ利用可能、事業対象者のみ利用可能、といった条件を設けても良いか。

問6 会計を事業所ごとに区分することとされているが、設備を共用して総合事業を行う場合も、それぞれのサービス種類ごとに区分が必要か。

改

問7 常勤・非常勤の判断は、訪問介護（通所介護）での勤務時間数と総合事業での勤務時間数を合算して行うのか。

改

問8 訪問介護（通所介護）の管理者が、総合事業の管理者やサービス提供を行う職員を兼務する事は可能か。

問9 総合事業の事業所に対しても監査は実施するのか。

改

問10 運営規程及び重要事項説明書は、訪問介護（通所介護）及び介護予防訪問介護（通所介護）と総合事業を一体的に作成しても良いか。

問11 運営規程及び重要事項説明書には総合事業のサービス名をどのように記載すれば良いのか。

改

問12 高松市の被保険者が、高松市外に所在する総合事業の事業所を利用することはできるか。

改

問13 他市町村の被保険者が、高松市内に所在する総合事業の事業所を利用することはできるか。

問14 住所地特例の利用者が総合事業を利用する場合、どのように取り扱うのか。

問15 月額包括報酬で請求する場合、日割り請求が発生する可能性はあるのか。

新

問16 令和元年10月より、介護予防訪問（通所）介護相当サービスについて1回あたりの単価になったが、急な利用のキャンセル等があった場合、キャンセル料を請求できるか。

新

問17 令和元年10月より、介護予防訪問（通所）介護相当サービスについて1回あたりの単価になったが、1月の提供回数が一定回数を超え、月額包括報酬が適用される場合に、1月の5週目のサービス提供について断ることは可能か。（令和元年9月13日項目追加）

【Ⅱ 訪問型サービス・通所型サービス 共通】

新

問1 各サービスにおいて、1月のサービス提供の上限回数が定められているが、上限回数を超えたサービス提供はできないということか。

介護報酬の算定については、上限回数までとなります。なお、上限回数を超える分について保険外サービスによるサービス提供は可能です。

保険外サービスとして実施する場合は、平成30年9月28日付介護保険最新情報 Vol. 678「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取り扱いについて」を御確認の上、保険外サービス提供に関する取扱等を遵守するようにしてください。

問2 個別サービス計画とはどのようなものか。
記録類は、何が必要か。

いずれも（旧）介護予防訪問（通所）介護と同様であり、具体的には以下のとおりです。

個別サービス計画とは、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、利用者の希望を踏まえて、介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、所要時間、日程、サービスの提供を行う期間等を記載したものです。

なお、通所型サービスCにおいては、上記に加え、（旧）介護予防通所介護の運動器機能向上加算における運動器機能向上計画と同様の内容を盛り込む必要があります。

事業所で整備しておかなければならない記録は以下のとおりです。

- ・ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
- ・ 個別サービス計画
- ・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ・ 利用者に関する市長への通知に係る記録
- ・ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ・ サービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

問3 サービス選択の基準が不明であるが、どのように選択していくのか。

事業対象者のサービス選択については、ケアマネジャーがアセスメントを行う際に、利用者本人やその家族の意向を聞きながら専門的な視点から判断していくことになります。

問4 サービス単価が見直される期間は変わってくるのか。

サービス単価につきましては、介護報酬の改定時にあわせて、介護報酬との整合性を勘案しながら検討していくこととなります。

問5 訪問型（通所型）サービスAには「提供拒否の禁止」の規定が無いが、例えば75歳以下のみ利用可能、事業対象者のみ利用可能、といった条件を設けても良いか。

いずれも差し支えありませんが、差別・偏見に基づく不合理な理由による提供拒否はできません。

なお、令和元年10月の「高松市訪問型サービスの人員・設備・運営に関する基準を定める要綱」及び「高松市通所型サービスの人員・設備・運営に関する基準を定める要綱」の改正に伴い、訪問介護（通所介護）等と訪問型（通所型）サービスAを一体的に運営する場合には、訪問型（通所型）サービスAにも、「提供拒否の禁止」の規定が適用されますので御注意ください。

問6 会計を事業所ごとに区分することとされているが、設備を共用して総合事業を行う場合も、それぞれのサービス種類ごとに区分が必要か。

それぞれのサービス種類ごとに区分が必要です。具体的な会計処理方法は、それぞれの法人で適用される会計基準を御確認いただくとともに、会計処理方法の例は厚生労働省課長通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日 老振発第18号）」を参照してください。

なお、社会福祉法人会計基準においては、一定の条件で同一のサービス区分とすることができる旨の厚生労働省課長通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成28年3月31日 雇児総発第7号、社援基発第2号、障障発第2号、老総発第4号）」が示されています。

改

問7 常勤・非常勤の判断は、訪問介護（通所介護）での勤務時間数と総合事業での勤務時間数を合算して行うのか。

【訪問型サービス】

介護予防訪問介護相当サービスは、(旧) 介護予防訪問介護と同様、訪問介護と人員基準を一体的に取り扱います。

それ以外のサービスでは、合算せずにそれぞれの勤務時間数で常勤・非常勤を判断します。

ただし、訪問介護（介護予防訪問介護相当サービスを含む）と訪問型サービスAを同一事業所において一体的に運営する場合は、訪問介護（介護予防訪問介護相当サービスを含む）における常勤・非常勤の判断は、当該時間帯の訪問型サービスAでの勤務時間数を算入して行います。

【通所型サービス】

介護予防通所介護相当サービスは、(旧) 介護予防通所介護と同様、通所介護と人員基準を一体的に取扱います。

それ以外のサービスでは、合算せずにそれぞれの勤務時間数で常勤・非常勤を判断します。

ただし、通所介護（介護予防通所介護相当サービスを含む）と通所型サービスAを同じ部屋で同時に実施する時間帯がある場合は、通所介護（介護予防通所介護相当サービスを含む）における常勤・非常勤の判断は、当該時間帯の通所型サービスAでの勤務時間数を算入して行います。

改

問8 訪問介護（通所介護）の管理者が、総合事業の管理者やサービス提供を行う職員を兼務する事は可能か。

介護予防訪問（通所）介護相当サービスは、(旧) 介護予防訪問（通所）介護と同様、訪問介護（通所介護）と人員基準を一体的に取り扱います。

それ以外の総合事業のサービスでは、訪問介護（通所介護）事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に総合事業の事業所がある場合に、その管理者としての職務に従事する事ができます。サービス提供を行う職員との兼務については、一定の条件を満たせば兼務可能です。当該総合事業の事業所が訪問介護（通所介護）事業所と設備を共用している場合も同じ取扱いです。

具体的な例は次項のとおりです。

訪問介護と総合事業の管理者の兼務について

①訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの管理者が兼務できる職務の範囲

	訪問介護・ 介護予防訪問介護相当 サービス	訪問型サービスA	又は		訪問介護・ 介護予防訪問介護相当 サービス	訪問型サービスA
管理者	●	同一建物又は隣接 する場合に限る		管理者	●	
直接提供職員				直接提供職員		

②訪問型サービスAの管理者が兼務できる職務の範囲

	訪問介護・ 介護予防訪問介護相当 サービス	訪問型サービスA	又は		訪問介護・ 介護予防訪問介護相当 サービス	訪問型サービスA
管理者	同一建物又は隣接 する場合に限る	●		管理者		●
直接提供職員				直接提供職員		

※「●」が当該管理者を示しており、網掛け部分が兼務可能な範囲である。

※なお、①～②のいずれの場合も、兼務するそれぞれのサービスで勤務時間を区分する必要がある。

例：「訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス」に従事した勤務時間 9:00～12:00

「訪問型サービスA」に従事した勤務時間13:00～18:00

※ただし、訪問介護、介護予防通所介護相当サービス及び訪問型サービスを一体的に運営する場合は、①・②において管理者が兼務できる職務の範囲に制限はありません。

通所介護と総合事業の管理者の兼務について

①通所介護・介護予防通所介護相当サービスの管理者が兼務できる職務の範囲

	通所介護・介護予防通 所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC	又は		通所介護・介護予防通 所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	●	同一建物又は隣接 する場合に限る	同一建物又は隣接 する場合に限る		管理者	●	提供する部屋と時間帯 の両方が重複する場合 に限る	
直接提供職員					直接提供職員		同上	

②通所型サービスAの管理者が兼務できる職務の範囲

	通所介護・介護予防通 所介護相当サービス★	通所型サービスA	通所型サービスC	又は		通所介護・介護予防通 所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	同一建物又は隣接 する場合に限る	●	★も兼務するのであれ ば同一建物又は隣接す る場合に限る		管理者	(※1)の条件を満た す場合に限る	●	
直接提供職員					直接提供職員			

(※1)提供する部屋と時間帯の両方が重複し、かつ通所型サービスCの職員(管理者含む)を兼務しない場合

③通所型サービスCの管理者が兼務できる職務の範囲

	通所介護・介護予防通 所介護相当サービス★	通所型サービスA	通所型サービスC	又は		通所介護・介護予防通 所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	同一建物又は隣接 する場合に限る	★も兼務するのであれ ば同一建物又は隣接す る場合に限る	●		管理者			●
直接提供職員					直接提供職員			

・「●」が当該管理者を示しており、網掛け(黄色又は水色)に着色している部分が兼務可能な範囲である。

・上記①～③の取扱いには、同一の部屋で同時に複数のサービスを実施している場合も同様である。

問9 総合事業の事業所に対しても監査は実施するのか。

介護保険法第115条の45の7の規定に基づき実施します。

改

問10 運営規程及び重要事項説明書は、訪問介護（通所介護）と総合事業を一体的に作成しても良いか。

一体的に作成して差し支えありません。ただし、重要事項説明書等については、利用者がどのサービスで契約しているか分かるように工夫してください（提供されるサービスの名称、提供内容、利用料、その他の契約内容等について、事業所と利用者の双方の認識に差異が生じない記載となっていること）。

問11 運営規程及び重要事項説明書には総合事業のサービス名をどのように記載すれば良いのか。

記載例は以下のとおりです。

例①

- ・高松市介護予防訪問介護相当サービス（第1号訪問事業）
- ・高松市訪問型サービスA（第1号訪問事業）
- ・高松市介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）
- ・高松市通所型サービスA（第1号通所事業）
- ・高松市通所型サービスC（第1号通所事業）

例②

- ・高松市介護予防訪問介護相当サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・高松市訪問型サービスA（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・高松市介護予防通所介護相当サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・高松市通所型サービスA（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・高松市通所型サービスC（介護予防・日常生活支援総合事業）

改

問 12 高松市の被保険者が、高松市外に所在する総合事業の事業所を利用することはできるか。

【介護予防訪問（通所）介護相当サービス、訪問型（通所型）サービスA及び通所型サービスCについて】

介護予防訪問（通所）介護相当サービスについては、みなし指定の効力が全市町村に及んでいるため、みなし指定を受けている事業所であれば、高松市の被保険者も利用することができます。

みなし指定を受けていない事業所が、高松市の被保険者を受け入れる場合は、高松市への指定申請が必要となります。

なお、みなし指定の効力は平成30年3月31日までとなっているため、平成30年4月以降は、みなし指定を受けていた事業所であっても、高松市の被保険者を受け入れる場合、高松市への指定（更新）申請が必要となります。

高松市の総合事業による訪問型サービスA、通所型サービスA及び通所型サービスCについては、高松市外に所在する事業所は実施できません。

【訪問型（通所型）サービスBについて】

地域共生社会推進室に御相談ください。

【訪問型サービスCについて】

訪問型サービスCについては、高松市が市内のサービス提供事業所に委託して実施しているサービスであるため、委託契約を締結していない事業所を利用することはできません。

なお、現在は、高松市内のサービス提供事業所に委託しています。

改

問 13 他市町村の被保険者が、高松市内に所在する総合事業の事業所を利用することはできるか。

【介護予防訪問（通所）介護相当サービス、訪問型（通所型）サービスA及び通所型サービスCについて】

介護予防訪問（通所）介護相当サービスについては、みなし指定の効力が全市町村に及んでいるため、みなし指定を受けている事業所であれば、他市町村の被保険者も利用することができます（ただし、当該市町村が国の定める基準と異なる取扱いをしている場合は、届出等が必要になる場合がありますので、当該市町村のホームページ等で御確認ください。）。

みなし指定を受けていない場合、他市町村の被保険者を受け入れる場合は、当該市町村へ

の指定申請が必要となります。

なお、みなし指定の効力は平成30年3月31日までとなっているため、平成30年4月以降は、みなし指定を受けていた事業所であっても、他市町村の被保険者を受け入れる場合、当該市町村への指定（更新）申請が必要となります。

訪問型サービスA、通所型サービスA及び通所型サービスCについては、他市町村の被保険者は利用できません。

【訪問型（通所型）サービスBについて】

地域共生社会推進室に御相談ください。

【訪問型サービスCについて】

各市町村の総合事業の内容により対応が異なりますので、被保険者が属する市町村の訪問型サービスC担当の所管課にお問い合わせください。

問 1 4 住所地特例の利用者が総合事業を利用する場合、どのように取り扱うのか。

住所地特例該当者については、居住する施設が所在する市町村の被保険者と同様の取扱いとなります。

【高松市内の施設に居住、住所地特例により他市町村の被保険者の方】

上記の問12及び問13においては、高松市の被保険者である場合と同様に取り扱う。

【高松市以外の市町村の施設に居住、住所地特例により高松市の被保険者の方】

上記の問12及び問13においては、施設が所在する市町村の被保険者である場合と同様に取り扱う。

※なお、保険者市町村と施設所在市町村で総合事業の開始時期が異なる場合、住所地特例対象者が利用できるサービスは下表のとおりです。

	保険者市町村 の状況	施設所在市町村 の状況	住所地特例対象者が 利用できるサービス
パターン1	給付	給付	給付
パターン2	給付	総合事業	総合事業
パターン3	総合事業	給付	給付
パターン4	総合事業	総合事業	総合事業

新 問 15 月額包括報酬で請求する場合、日割り請求が発生する可能性はあるか。

1月の提供回数が一定回数を超え、月額包括報酬が適用される場合で、日割り請求の対象事由に該当するときは、日割り請求となります。日割り請求の対象事由については、平成30年3月30日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」における「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」を御確認ください。

※なお、請求に関する具体例については下表のとおりです。

（*下表は、「要支援2の利用者」を想定して作成しています。）

①日割り請求が適用されない場合

○事例1（●=サービス利用日）

月	火	水	木	金	土	日
1 ●	2	3 ●	4	5	6	7
8	9	10 ●	11	12	13	14
15 ●	16	17 ●	18	19	20	21
22 ●	23	24 ●	25	26	27	28
29 ●	30	31 ●				

ショートステイ利用

サービス利用実績が月8回を超えていないため、1回あたりの単価での請求となり、日割り請求は適用されません。

○事例2（●=サービス利用日）

月	火	水	木	金	土	日
1 ●	2	3 ●	4	5	6	7
8 ●	9	10 ●	11	12	13	14
15 ●	16	17	18	19	20 ●	21
22 ●	23	24 ●	25	26	27	28
29	30	31 ●				

ショートステイ利用

サービス利用実績が月8回を超えていないため、1回あたりの単価での請求となり、日割り請求は適用されません。

②日割り請求が適用される場合

○事例3：途中でショートステイ等を利用した場合（●＝サービス利用日）

月	火	水	木	金	土	日
1	2 ●	3	4 ●	5	6	7
8	9 ●	10	11 ●	12	13	14
15	16 ●	17	18 ●	19	20	21
22	23 ●	24	25 ●	26	27	28
29	30 ●	31				

→ ショートステイ利用

サービス利用実績が月8回を超えているため、月額包括報酬での請求となり、日割り請求が適用されます。

○事例4：途中で契約開始した場合（●＝サービス利用日）

月	火	水	木	金	土	日
1	2 ★契約日	3 ●	4	5	6	7
8 ●	9	10 ●	11	12	13	14
15 ●	16	17 ●	18	19	20	21
22 ●	23	24 ●	25	26	27	28
29 ●	30	31 ●				

サービス利用実績が月8回を超えているため、月額包括報酬での請求となり、日割り請求が適用されます。

○事例5：途中で契約解除した場合（●＝サービス利用日）

月	火	水	木	金	土	日
1 ●	2	3 ●	4	5	6	7
8 ●	9	10 ●	11	12	13	14
15 ●	16	17 ●	18	19	20	21
22 ●	23	24 ●	25	26	27	28
29 ●	30 ★解除日	31				

サービス利用実績が月8回を超えているため、月額包括報酬での請求となり、日割り請求が適用されます。

新

問 16 令和元年10月より、介護予防訪問（通所）介護相当サービスについて1回あたりの単価になったが、急な利用のキャンセル等があった場合、キャンセル料を請求できるか。

可能です。なお、キャンセル料を請求する場合は、運営規程や重要事項説明書にその旨を記載し、予め利用者から同意を得ておく必要があります。

新

問 17 令和元年10月より、介護予防訪問（通所）介護相当サービスについて1回あたりの単価になったが、1月の提供回数が一定回数を超え、月額包括報酬が適用される場合に、1月の5週目のサービス提供について断ることは可能か。（令和元年9月13日項目追加）

御質問の内容については、「提供拒否の禁止」に該当するものと考えられるため、5週目のサービス提供について、正当な理由なく断ることはできません。

なお、正当な理由とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、③その他利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問（通所）介護相当サービスを提供することが困難な場合を指します。